

平成 28 年土佐市議会第 3 回定例会 質問事項

質問 1 鎌田用水溢水対策の進捗状況と今後の取り組み

質問 2 市役所での特定政党機関紙の配布について

質問 3 子育て世代包括支援センターの進捗状況と今後の取り組み

質問 4 看護職員と看護補助者の業務分担の推進について

平成 28 年 9 月 6 日（火曜日）午前 10 時開議

5 番議員（野村昌枝君）

質問 1

鎌田用水溢水対策の進捗状況
と今後の取り組み

議長の許可がありましたので、通告順に従いまして質問します。まず 1 番目、「鎌田用水溢水対策の進捗状況と今後の取り組み」について、お伺いします。台風 10 号は、北日本で記録的な大雨による被害を拡大しました。この 6 月には北九州で記録的豪雨、この夏の猛暑など、地球の温暖化が気になり地球の悲鳴が聞こえてくるような異常気象であります。今年は、鎌田用水の溢水に及ぶような洪水もなく安心ではありますが、異常気象からみてもいつ豪雨があるかも分かりません。大きな被害を再び起こさないよう鎌田用水の溢水対策が実現されるように願い質問します。行政も全力で取り組んでいただいておりますが、進捗状況と今後の取組について、お伺いします。

議長（黒木茂君）

有藤建設課波介川・水資源対策担当参事。

建設課波介川・水資源対策担
当参事（有藤芳生君）

御苦劳様です。建設課の有藤です。野村議員から、「鎌田用水溢水対策の進捗状況と今後の取り組み」について、御答弁させていただきます。過年度より溢水被害軽減に向けて、国交省、高知県、関係機関と協議をしながら対策方法について、調査・検討を行ってきました。調査・検討の内容としましては、天崎余水吐ゲート改造手法、新設排水路分水手法など、新設経費、維持管理費、仮設計画、更新費用等勘案し、現段階において抜本的な対策までには至りませんが、仁淀川右岸 8 キロ 200 メートル付近、八天大橋から下流へ 150 メートル程度のところで、移動式ポンプにより用水路内の水を仁淀川へ強制排水をし、水位低減を図る手法が当面有効な手法と考え、現在関係機関と協議を進めています。移動式ポンプの排水量は、現場の状況などにより最大限の毎秒約 1 トン程度を考えており、その効果を期待しております。また本年度の予算において、土佐建設業協会と平成 28 年 6 月 29 日付けで災害協定に基づき、鎌田用水路溢水被害軽減対策委託業務の締結を行い、水防時に工事用水中ポンプ、6 インチポンプ、8 インチポンプ各 1 台を同付近に設置し、強制排水できる対策をとっております。幸いにも大きな出水がないため本格稼働はしていませんが、7 月 8 日に試験演習を実施し、設営時間、クレーン配置などを確認し出水水防時に備えております。同じく水防において、用水管理者である土佐市土地改良区とも鎌田用水路水防に係る相互協力に関する協定書を 6 月 1 日に締結し、出水時及び事前の気象情報により仁淀川取水口の閉門指示や緊急時における対応力向上のため、準備演習を毎年 1 回以上実施することなど、溢水被害をお互いが協力して軽減に努める内容となっております。今後におきましても、国や県、関係機関と連携し溢水被害軽減に努めてまいりたいと考えます。議員各位の御支援、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

議長（黒木茂君）

野村昌枝さんの 1 問目 2 回目の質問を許します。

5 番議員（野村昌枝君）	どうも、有藤課長、ありがとうございます。 現段階では、仁淀川右岸 8 キロ 200 メートル付近に八天大橋から下流へ 150 メートル程度という所で、移動式ポンプにより用水路の水を仁淀川へ強制排水をし、水位の 低減を図るなど関係機関と協議を進めているという答弁でありました。御尽力ありがとうございます。 - 54 - とうございます。日に日に着々と進捗しているのをほんとに心から感謝いたします。 また、本年度の予算におきましては、土佐建設業協会と平成 28 年 6 月 29 日付けで 災害協定に基づき、鎌田用水路溢水被害軽減対策委託事業締結を行い、洪水期などにおける鎌田用水路内の水を水中ポンプにて強制排水できる対策など、そしてまた、水防に おきましては用水管理者である土佐市土地改良区と鎌田用水路水防に係る相互協力に関する協定書を 6 月 1 日に締結されるなど、着々と鎌田用水の進捗は喜ばしい限りであります。 私は、今回質問したかったのは、ほんとに行政、市長はじめ副市長、みんな担当所管 はもうこのたびにと思って、本当に一生懸命奔走されているのは重々承知の上で、私は 住民代表としまして 1 点だけ厳しいですけど、お願いの質問をしておきます。 それはですね、実は私はこの 3 月議会に質問でも触れました。近隣町村の平成 26 年 の 8 月 12 日、12 号洪水による宇治川と日下川床上浸水対策特別緊急事業に着手され、ほんとに良かったと思っておりますところですが、一方、仁淀川本線水位の影響による 鎌田井筋の溢水はどうなるんだろうと案じるところであります。そこで、仁淀川河川整備計画の推進と併せて、議員協議会でもどのくらいの影響がありますかって言われたときに、私は答弁いただいたの、そのときのセンチをね、ちょっと自分の記憶の中ではっきりしてないんですけど、いわゆる仁淀川河川整備計画で用石 とその掘削により影響はないっていうふうな説明があったと記憶しております。けれども、それはそれとしまして、私は宇治川の排水機場のポンプが増設され、日下 川の新規放水路が増設による仁淀川の本線の水位の影響、言いたくないでしょうけど、 仁淀川河川整備計画では異常がないというふうなお答えを前もいただいたようですが、だいたい何センチの水位が上がりますか。影響ですよ、そして、これは何センチって いうのはその仁淀川の河川計画を実施したことを考えずにですね、いわゆるシンプルに この二つの日下と宇治川の工事による仁淀川の水位の影響、何センチでありますでしょうか。お尋ねしておきます
議長（黒木茂君）	板原市長。
市長（板原啓文君）	野村議員さんから再度いただきました鎌田井筋の溢水対策に関する御質問に、お答えを申し上げたいと存じます。御指摘のとおり日下川また宇治川ということで、床上浸水対策特別緊急事業で実施されることになったところでございまして、合わせて毎秒 12 トンが増設になるということになります。下流の水位への影響につきましては、国土交通省が現在行っております 仁淀川下流の新居地区及び用石地区の河道掘削を実施することにより、現状より変わらないと国土交通省の方からは聞いておるところでございます。あの、何センチという話がございましたけども、国土交通省からはそういったことしか伺っておりませんので、御理解いただきたいと思います。また、国土交通省には仁淀川の洪水水位が少しでも上がらないよう、用石地区等の河道掘削を速やかに実施するようにこれからも要望をしてみたいです。以上でございます。

議長（黒木茂君）	野村昌枝さんの1問目3回目の質問を許します。
5 番議員（野村昌枝君）	想像していたとおりの答弁をいただきまして、何センチについてはお答えがありませんでした。私は住民の代表ですので、国土交通省はこの前の説明のときにも言いました、新居地区と用石地区の掘削による工事で変わりはないと。でも変わりがないとしましても、だいたいこの二つの日下川の新規放水路、そして宇治川のもので、二つが同時に洪水のときには仁淀川に流れてくるわけですから、このときにだいたい何センチですか、というのは、やっぱり住民の代表として、そして住民も知っておくべきだと思いますし、その仁淀川河川計画に基づいていろいろやられていることは重々承知の上でということでございます。と申しますのは、今、日下川や新規放水路の増設など進捗に当たっては、地元や関係地域との説明会や要望など調整されているとお聞きします。他町村の治水対策事業の進捗は喜ばしいことでありまして、私達はどうするかという問題じゃありませんけれども、土佐市が半世紀以上鎌田用水の洪水対策は解決されず、洪水ごとに住民の被害、ほんとに私は台風も数年前に議員になって初めて鎌田井筋のこの洪水対策のことを知りました。そして、台風で被害を受けた後、その後の洪水のごとに地域の被害を見渡し、そして不安で皆さんがやっているとまぎに見てきましたので、この大きな二つの事業が非常に進捗されているのに、この土佐市のこの大きな半世紀以上手が付けられなかった鎌田用水の洪水対策事業というのを、この際ですね、私は言わせていただいたら、行政部はいろんな関わりもあって言いにくいんですけど、下流の安全を考慮したら周辺対策事業として私はこれを強く求めたいと思います。これは、私は議員協議会でも国交省の方に強くお願いしました。この機会に鎌田用水の洪水対策もお力添えをいただかないと土佐市単独ではなかなかできないので、最後のチャンスじゃないかと思いますが、国交省さんどうぞ助けてくださいというふうに私は言った記憶があります。そのことはですね、市長も副市長も、もう十分胸の内に置いて、担当も置いてはいただいていると思うんですけど、私は、言ってください、国交省にも県にも、いろいろ今どうしようかこうしようか考えてるんですけど、土佐市の議会で鎌田用水の洪水対策、この際きちっとしていただかないと。もうほんとにそっちの二つの事業って、まあ、それは度量の狭いことでは言われませんが、周辺対策事業として引っかけていただきたいということを住民の代表として、強く強くお願いしておきますので、市長さん達もなかなか言えないですけど、議会でやかましい人がおるのでどうしてもね、あの、ということは出してもらって結構ですから、仁淀川が、二つの事業が必ず宇治川の排水機場のポンプが増設され、日下川の新規放水路が増設されることによって、仁淀川には明らかに、もう一回聞きたいけど、議員協議会には何センチっていうセンチは言うたんですよ。私はあのときちょっと自分の記録が不確かで、あれきちっと書いておけば良かったなと。けど、議場で聞いてもきつと何センチっていうことは国交省も言わないだろうなと思いつつも、あえてお尋ねをします。けど、再度お尋ねしたいです。そのときの記憶が市長さん達はあられると思いますけれども、この二つの増設による仁淀川の水位の上昇についてですね、教えていただきたいですね。そして、国交省がそのように二つの新居と用石の掘削事業によ

	って、それは解消されるというならば、私はこの水位の上昇量といわゆる掘削される二つの量との数値を見せていただきたいような思いに至るものでございますが、市長、最後に市長の決意をお聞かせください。
議長（黒木茂君）	板原市長。
市長（板原啓文君）	野村議員さんから再度いただきました御質問に、お答えを申し上げたいと存じます。今、御発言をお聞きしておりまして、一緒に高松の方へ整備局の方へ行ってですね、この治水対策、何とかお力添えをということで、議員さんが非常に強い要望をしておられたことを思い出しました。また、国の方へ行かれたときも同じように言っておられたことをほんとに今思っておりますし、私も同じ気持ちでございます。いろんな形の検討、調査も行ってきた中にありまして、今所管課長から話がありましたように、移動ポンプ車という形で、まあこれは完全な、抜本的な形ではありませんけれども、かなりの効果もあるということでございまして、そういった手法に今向けて調整をしておるという段階にあるところでございます。何センチということの話がありましたけれども、これにつきましては、いろんな計算によっていろんな形も出てこようと思います。で、余り私の方から言うことは差し控えさせていただきますので、ぜひ御理解をお願いいたします。頑張って取組んでいきます。（「はい、よろしくお願いします」と、野村昌枝議員述べ）
議長（黒木茂君）	暫時休憩します。
休憩 午後 3時46分 正場 午後 3時46分	
議長（黒木茂君）	休憩前に引き続き会議を開きます。5番野村昌枝さんの2問目1回目の質問を許します。
5番議員（野村昌枝君） 質問2 市役所での特定政党機関紙の配布について	2問目の質問をいたします。 次は、「市役所での特定政党機関紙の配布について」、お伺いします。市役所内での特定政党機関紙しんぶん赤旗の勧誘、配布、集金が行われており、政治的中立性など、全国的にも問題にされております。土佐市庁舎内でも特定政党の機関紙が配布されております。このことについて、市長の認識をお伺いします。
議長（黒木茂君）	板原市長。
市長（板原啓文君）	野村議員さんからいただきました特定政党機関紙配布についての御質問に、お答えを申し上げます。申し上げるまでもなく、地方公務員は地方公務員法に規定されていますように、政治的中立性によって公正な運営を確保していかなければなりません。現在、本市でも行われております機関紙の配布、集金行為が同法第36条第2項に該当する可能性があるなど、問題の事例があるようには認識いたしておりませんが、ほとんどが職員の幅広い情報収集を意図する範囲の行為でしかないものと思っておりますのでございます。なお、勧誘行為につきましては庁舎内でそういった行為があった場合は、土佐市庁舎管理規則に抵触する可能性もあろうかと思えます。いずれにいたしましても、問題があってははいけませんので、実態を把握し、適宜適切な対応をとってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。
議長（黒木茂君）	野村昌枝さんの2問目2回目の質問を許します。
5番議員（野村昌枝君）	市長から答弁をいただきました。地方公務員法第36条の第2項において、一

	般職地方公務員の政治的行為の制限という法を市長は述べられたと思います。それで、この実態はきちっと把握してないとなかなか物は申せませんし、法的にも難しい問題でありましょうし、問題をはらむ要素もありますので、実態をぜひ把握していただきたいをお願いしておきます。私は、憲法で保障された個人の思想、信条の自由、政党の政治活動の自由を侵害するものではありません。市役所庁舎内で公然と配布する姿はいかがなものか、職務の公平・中立性に疑念を持たれないように、また、地方公務員法30条では、職員はその職務を遂行するに当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない、と職務専念義務が掲げている市の庁舎で、特定政党新聞、配布されている実態には疑問を持つところですよ。納税者から見ましても、まあそんなね、かまけてる暇があったら職務に専念しなさいよっていうのが本音だと思いますよ。というのが当然の姿ではないでしょうか。でも、これは先程、市長も地方公務員法の36条の第2項で実態を把握するということでございますけれども、私はね、こういった地方公務員法30条とか、そして市の管理者である市長のお考えですね、たぶん私はこの質問をするに当たって、市の管理規程というのをインターネットで探したけどうまく入れなくて、事務管理は入ったんですけど、土佐市の管理規程がどの程度のもの、まあ、お店を出す、ね、あれしていくときには許可を取らないといけないとかいうことは、一般論的にどこでもあるというのは存じておりますけれども、特にですね、いわゆる地方公務員法30条のその職務の専念義務が掲げられている場所でそんなことをすることは、私は、自分は、議員だったらようしません。ようしませんし、自分はすべきじゃないと思うし、実態を市長さん、きちっと把握してください。そして、まだ、もう一つ市長に尋ねておくのは、これね、その地方公務員法36条の第2項もさることながらですね、市の管理者である市長のお考えっていうのはどうなんですかね。市の庁舎、全てにおいての管理は市長の全ての権限でありますので、お仕事でございますので、市長として、その管理者である市長のお考えはいかがでございますでしょうか、お尋ねいたします。
議長（黒木茂君）	暫時休憩します。
休憩 午後 3時52分 正場 午後 3時53分	
議長（黒木茂君）	休憩前に引き続き会議を開きます。 板原市長。
市長（板原啓文君）	野村議員さんからの再度の御質問に、お答えを申し上げたいと存じます。市長が市の庁舎の管理をしておるからというお話でございますけれども、これはこういったことはですね、恣意的に行うものではありません。御案内のとおりでございますけれども、先程も触れさせていただきましたように、庁舎管理規則という規則がございます。これにのっとって行うということでございまして、私の個人的な見解を申し上げるということではないので、そこは御理解賜りたいと思います。
議長（黒木茂君）	野村昌枝君の2問目3回目の質問を許します。
5番議員（野村昌枝君）	市長、よく分かりました。何回も申しておきますけれども、私、市役所の職員の方が市の庁舎でそういう物をね、読んできるとかそういうふうなことを悪く言うわけじゃないんですよ。そういうふうな 政党の新聞っていうのは一般論的

	に市役所の庁舎外で持って行って、自宅に持って行く なりそういう勤務時間内にすることは止めていただきたいことで、自宅に行って勧誘しようが、配布しようが、集金しようが、それはいわゆる憲法で保障された個人の自由と信条の自由でございますので、政党の政治的活動の自由を侵害するものではありませんということを再び念を、この質問に当たりましては念を押しておきます。以上でございます。
議長（黒木茂君）	お諮りいたします。 ただいま 5 番野村昌枝さんの質問続行中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ、延 会したいと思いますが、これに御異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり） 御異議なしと認めます。 よって、そのように取扱うことに決しました。 なお、明日の日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。午前 10 時開議でありますので、定刻の御参集をお願いいたします。本日は、これにて延会いたします。
平成 28 年 9 月 13 日（火曜日）午前 10 時開議	
議長（黒木茂君）	ただいまより、本日の会議を開きます。 現在の出席議員数 16 名、よって会議は成立いたしました。 日程第 1、議案第 1 号から第 10 号まで、認定第 1 号から第 11 号まで、以上 21 件 を一括議題といたします。 これより、議案に対する質疑並びに一般質問を行います。 通告順に従いまして、順次発言を許します。 昨日に引き続き、5 番野村昌枝さんの 3 問目 1 回目の質問を許します。
5 番議員（野村昌枝君） 質問 3 子育て世代包括支援センターの進捗状況と今後の取り組み	おはようございます。 議長の許可がありましたので、昨日に続き質問 3 問目からいたします。 「子育て世代包括支援センターの進捗状況と今後の取り組み」についてお尋ねいたします。 子育て世代包括支援センターは、妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援 をワンストップで行うことを目的とした事業であります。 厚生労働省は、子育て世代包括支援センターについては、少子化社会対策大綱、平成 27 年 3 月に閣議決定されました。及び、まち・ひと・しごと創生総合戦略、これも平成 27 年の 12 月において決定されております。おおむね平成 32 年度末までに、地域 の実情などを踏まえながら全国展開を目指すこととされております。 土佐市におきましては、県内でも先がけてこの 4 月から子育て世代包括支援センター がスタートしております。半年を経過し、複雑な社会の中で出産、育児などされている 子育て世代に関わり、今まで見えにくかった問題や課題などに当たり、大変御苦労されているのではないのでしょうか。そこで、子育て世代包括支援センターの進捗状況と今後の取組について、お伺いいたします。
議長（黒木茂君）	森本健康づくり課長。
健康づくり課長（森本悦郎君）	おはようございます。健康づくり課の森本です。 野村議員から、「子育て世代包括支援センターの進捗状況と今後の取り組み」についての御質問に、お答え申し上げます。 議員御指摘のとおり、子育て世代包括支援センター、以下、センターと言います、については、まち・ひと・しごと創生基本方針 2015 等において、妊娠期から子育て期 にわたるまでの様々なニーズに対して、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点の 整備を図ることとし、おおむね平成 32 年度末までに地域の実情等を踏まえながら、全国展開を目指していくと位置付けられています。 土佐市においては、土佐市保健福祉センターに高知県から御支援をいただき、センターを今年 4 月に立ち上げました。センターには、県

	派遣職員であります保健師を母子保健コーディネーターとして配置し、母子健康手帳の発行窓口一本化に併せ、その発行時に、母子保健コーディネーター、又は市保健師等の専門職が全妊婦への面接を実施いたしております。センターでは、妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連携調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じ、妊産婦及び乳幼児の健康保持及び増進に関する包括的な支援を行うとともに、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を提供するよう努めております。また、産前・産後サポートといたしまして、妊産婦等の妊娠・出産や子育てに関する悩みなどについての相談支援体制の構築や、産後ケアといたしましては、助産師会に御協力をいただき産後28日までに全戸訪問を行い退院直後の産婦さんに対しまして、心身のケアや育児のサポートなどにより、産後も安心して子育てができるよう支援をいたしております。また、昨年度から実施しておりました4カ月児健診時のニーズアンケート調査においては、3月末までに回収した状況を6月に中間報告をいたしております。この中間報告は単純集計であります。設問中、困ったことの内容は、授乳のこと、育児に慣れない感じで戸惑った、子供の皮膚の手入れなどが、高知県全体と比べ高い割合となっていました。このアンケートは6月末で終了する予定でしたが、このような貴重な御意見をいただけることから、御協力を得ながら引き続き実施してまいりたいと思っております。今後におきましては、関係機関との連携を一層密にするとともに、ニーズ把握に努め、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を更に広げてまいりたいと考えておりますので、議員におかれましては、御理解、御支援を賜りますようお願い申し上げます。
議長（黒木茂君）	野村昌枝さんの3問目2回目の質問を許します。
5番議員（野村昌枝君）	どうも、森本課長、御答弁ありがとうございました。4月から立ち上げましたセンターには、母子保健コーディネーターの保健師さんを配置しまして、母子健康手帳の発行窓口の一本化に併せて専門職による全妊婦への面接を行い、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供できる体制整備がされたことは、非常に土佐市にとって、子育て支援をされてる方にとって、うれしい限りであります。これは、土佐市の、市長、胸を張ってください。これ少子化対策、人口減対策にもつながりますからね。ちょっと息は長いですけど、成果は一気には見えませんが、必ず見えてくると思いますので。少子化対策、そして母子保健。そして子育て支援の充実に私はつながるものと信じております。4カ月、ほんとに助産婦さんの訪問も助産師会から応援をいただいております。やってるようですけども、非常に育児をしていく中では、母乳についてとか、おっぱいが張って困るとかいうときに、どこに行ったらいいのか分からないとかいう方がいっぱいいると思いますので、助産師さんがちょっとアドバイスしていただけることは、非常に育児の不安が解消されると思います。4カ月健診時のニーズアンケート調査ですね、私これ見せていただきました。本当にいろんな御意見があって、今後の土佐市のメニューに、どんなメニューにしていったらいいのかっていうことが、内容的にまた続行されてやるということですから、指針になるんじゃないかなというふうに思っております。で、

	今、いろいろ関係機関と今後つないでいかれるって言いましたけど、幼保支援、子育て支援センター、また、あったかふれあいセンターでもなにか月・水・金か午後には、出かけて行って、保育士さんがあそこにいるので、相談も受けるということでした。今後におきまして、関係機関とより一層連携を図る切れ目のない支援というのが、これがキーパーソンだと思いますので、ま、課長からはそれについての決意を聞いたと安心しております。そして、昨日の議員の質問でもありましたけれども、国保の問題、後期高齢者入院が日本一、で、私は聞きながらね、行政の縦割りを越えてこのワンストップっていうのは非常にキーパーソンだと思ってます。ワンストップでできるっていうのは。まあ、この国保の問題は行政だけの問題じゃなくて、病院の方針もあろうし、医師の考え方もあろうけれども、でもま、行政が縦割りじゃなくて横断的にやっていくっていうことは、ま、重要じゃないかなと思うところでございます。それで、何回も申しますが、4月に立ち上げました子育て世代包括支援センターが、市の中に設置されたことは、行政の縦割りを越えて、私は結婚、妊娠、出産、子育て、学童期、将来的には、現在子供が取り巻く厳しい環境、また発達障害であったり不登校であったりなどなどの問題点にも私は連動していくと思っていますので、問題をワンストップで支援できる機関の連携の重要な要となる土佐市独自の子育て世代包括支援センターと発展されますことを私は期待いたしますので、3問目の質問を終わります。今後も応援していきたいと思いますので、よろしくお願いします。
議長（黒木茂君）	野村昌枝さんの4問目1回目の質問を許します。
5番議員（野村昌枝君） 質問4 看護職員と看護補助者の業務分担の推進について	4問目の質問をします。「看護職員と看護補助者の業務分担の推進について」、お伺いします。急性期の入院医療においても、患者の高齢化に伴い、看護補助業務の重要性が増しています。また、医療が高度化し、複雑化する状況において、高い質を保ちながら安全で安心な医療を提供するためには、多種多様な医療関係職により形成されるチーム医療が欠かせません。これは、各々の職種が協働・補完し合い、それぞれの専門性を発揮することにより、良質な医療の提供に結び付くと考えられています。このような中、看護職員が専門業務に専念できるように、平成24年度社会保険診療報酬改定において、看護業務を補助する職員の配置に対して、より手厚い評価がなされました。これを受けて、臨床現場においては、看護補助者の適切な人員配置を検討し、増員するなどの対応が進んでおります。土佐市民病院では、平成26年7月から地域包括ケア54床で運営されております。地域包括ケア病棟は、急性期と在宅の橋渡し役として新設された新しい病棟で、看護職員と介護補助者の業務分担の推進についても今後は必要でないかと思われます。病院局事務長の認識について、お伺いたします。
議長（黒木茂君）	横川病院局事務長。
病院局事務長兼総務課長（横川克也君）	おはようございます。病院局横川です。野村議員さんからいただきました「看護職員と看護補助者の業務分担の推進について」の御質問に、お答え申し上げます。近年の医療技術職は、医師をはじめ薬剤師、そして看護師につきましても、その確保に難航しているのが実情です。そこで、議員御指摘のとおり、国は医師や看護師の業務負担軽減と不足分の補填として、医師事務作業補助者

	や、看護補助者の配置を促す施策 を推進し、医師も看護師も、その本分であり ます患者様に寄り添い、より臨床・医療行 為に専念できる環境整備を図るとと もに、補助者の配置数により診療報酬にて加算評価 されるようになってまいり ました。しかしながら、超高齢化社会が加速し、介護問題も深刻化するにつれ、 いわゆる介護 関連事業や施設が林立する中、看護師や介護士、ヘルパーなど働 き手の絶対数が不足し、医療機関だけでなく介護関連も含めて職員確保は過当 競争にあります。当院におきましても、看護師の確保・採用は大変悩ましい問 題で、ここ数年は採用予定人員に応募者が 不足することも少なくありません。 そこで議員からは、安定的に看護要員を確保し安全で安心な医療を提供するた め、介 護福祉士や看護補助者などを、正規職員にて採用する考えや方策はない かとの御提言と 受け止めました。確かに身分不安定な臨時職員では、定着化に 難があるのは事実でございます。それについてのお答えとしましては、これも 御指摘のとおり 26 年 7 月から導入した地域包括ケア病棟に可能性が見いだせ るものと考えております。その 54 床は、在宅に復帰するためリハビリなどに 重点を置いた、いわゆる回復期に分類される病棟と なります。よって、一般急 性期病棟とはその性質も運用も異なり、専従理学療法士や専 任ソーシャルワ ーカー、そして看護補助者も他の病棟より多く配置して、患者様が自宅 で自分ら しく生活するための在宅復帰支援を行うことから、多職種協働でのチーム医療 の実践と生活支援の融合が色濃いケアミックス型病棟だと言えます。その運用 の実際を 鑑み、補助者活用の有用性・有効性の検証をいたしておりますが、患 者サービスの向上 や専門職の負担軽減への貢献は評価できるものの、現診療報 酬制度下では採算性等において弱いこと。また、職員定数など経営の健全上、 考慮すべき問題もありますことか ら、再来年予定されています診療報酬・介 護報酬の同時改定の内容や、今後の医療・介 護制度の動向を注視しながら、試 算と検証を重ねてまいりたいと考えますので、御理解 と今後との御助言を賜 りますようお願い申し上げます。
議長（黒木 君）	野村昌枝さんの 4 問目 2 回目の質問を許します。
5 番議員（野村昌枝君）	病院局事務長より、想定どおりの御答弁をいただきました。 事務長は、現場の 状況、そして何よりも病院経営を重く受け止めて、皆さんを路頭に 迷わしたらい きませんので、そういう思いでこのような答弁がでるのも私は当然だなと い うことも予測しながらも、でも私の考えは、私もそのコスト加算がされたから といって、ぱっと飛びつくっていうのは自分の趣旨じゃないんですよ。非常 に厚生労働省、国はもう何かね、すぐに 5 年してはしごを外して、なんやすぐ に方針変えられますから、 それは賛成じゃないですけども、この社会の状況 から見て非常に、そういう看護職だ けが病院を担っていく医療の現場でって いうのは、もう影が薄くなっていくんじゃない かなと。将来的な体制として、い わゆる看護補助者、介護福祉士さんだったり、そういう職種を見込んでいくつ ていうことが大事じゃないかなっていうふうに、私は思っ て投げかけた質問で ありますので、事務長の答弁で私は十分でございます。一気に、いい答 弁をもら おうなんて思ってませんし、まあ、そんなこと言ったらいけませんけど、本 音 はそうです。みんな同じです。市民病院が生き残るために、そして土佐市の 市民が良くなるために、どういうふうな医療と、どういうことが必要かって

	いうことが、目標で ありますので、非常にでも、現在医療や介護の現場には職員確保に大変御苦労されていますのが現状じゃないですかね。先日も看護部長さんにもお尋ねしましたが、採用に してもなかなか厳しいということですので、ま、私は今後に向けてもこの傾向っていう のは絶対楽観はできない。厳しさは増えても楽観はできないと思ってます。だから、地 域包括ケア病棟などは、答弁でもありましたようにケアミックス的病棟ですから、看護 補助者を活用していくっていう観点は、今国が打ち出している在宅へ在宅へっていう、今体制も整ってないのに在宅へっていうのは、ちょっと私も疑問点も感じながらも、ま あ、介護保険制度を持続可能にしていくためには、それが必要なのかなあと、その二つ の間で悩ましい限りですけども、包括ケアシステムの構築がどんどん、どんどん推進されていますよね。もう社会の体制として求められていくことは確かです。ときを。一方、看護補助者の数が増加した一方で、看護職員との業務分担が十分にできてない 実情、私も現場にいたから、もう昔ですけど、その実情はよく分かるんですけど。看護 職とその介護職っていうのの考え方の違いで、ちょっとうまくいかなかったりとかいう 部分もあると思いますので、そういうところは対等に、看護職員との業務分担を十分に していくっていうことが必要だと思います。そういう看護の補助者を有効に活用するための仕組みが整えられていないという対応 の遅れも危惧されているのは全国的です。それで、看護サービスを提供する場でも看護 補助者を活用の仕組みや体制を構築することも非常に職種にも看護師長さんであったり、またスタッフであったりそういう意思統一も必要だと思います。 答弁にもありましたように、医療と介護の制度の動向を注視しながらということです ので、私はこれは将来的に新しい体制作りをしていく時期に来てるよねっていう思いで 提案しましたので、今後またそれはフォローアップをしていきたいと思います。 そういう提案で、私の質問を全て終わります。ありがとうございました。
議長（黒木茂君）	以上で、5 番野村昌枝さんの質問を終結いたします。